

令和2年より区費改定。

体育費の取扱について。
令和2年、体育費は区費に取り込む。

② 集 金

1. 通常の場合

町内の集金は、次の通りになります。班長が集金し、町内会計に納める。
(令和2年度の予定)

月	納 入 項 目	金額(1戸当たり)	備 考
4月	町内会費	円	各町内徴収(町内で金額は違う)
	区 費 令和2年より 体育費を含む	3,480円	200円×12ヶ月 プラス 体育費90円×12ヶ月=1,080円
	緑の羽根共同募金	100円	
5月	交通安全協力費	100円	交通安全協会富士根北分会負担金
6月	社会福祉協議会費	300円	
	日本赤十字社	500円	
10月	赤い羽根協同募金	300円	
12月	消 防 費	1,800円	
	借家	900円	

*合計 持ち家：6,580円 借家：5,680円

2. 新規で自治会に加入した場合

区費=290円×残月数・加入翌月以降の項目費・町内会費は各町内算出

- 上記を集金し、町内会計に納める。
- 転入世帯がある場合、世帯台帳を書いてもらい、町内会長に提出。(町内会長⇒区長)
世帯台帳へは必ず町内名と何班かを記入する。
- 新築の場合は、災害時用黄色いハンカチ、ごみ収集曜日コース表を渡す。
中古住宅・借家・アパートの場合黄色いハンカチは200円 (町内会長より受領)
- 自治会への入会・退会の場合は町内会長に連絡する。(町内会長は⇒区長へ)

3. 新築新規転入した場合の追加納付金 (中古住宅・借家・アパートは無し)

区民館建設基金:30,000円、防災施設協力金:10,000円

- 上記を集金し、町内会計に納める。
- 区民館建設基金納入後、「基金記念品+黄色いハンカチ」を町内会長より受け取り
転入世帯にわたす。